

札幌市私立認可保育所運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(平成20年 3 月26日 子ども未来局長決裁)</p> <p>改正</p> <p>平成21年 3 月24日</p> <p>平成22年 3 月29日</p> <p>平成22年 9 月 2 日</p> <p>平成23年 3 月31日</p> <p>平成24年 3 月30日</p> <p>平成25年 3 月29日</p> <p>平成29年 3 月31日</p> <p>平成30年 3 月31日</p> <p>平成31年 3 月29日</p> <p>令和 2 年 3 月 3 日</p> <p>令和 2 年 6 月30日</p>	<p>(平成20年 3 月26日 子ども未来局長決裁)</p> <p>改正</p> <p>平成21年 3 月24日</p> <p>平成22年 3 月29日</p> <p>平成22年 9 月 2 日</p> <p>平成23年 3 月31日</p> <p>平成24年 3 月30日</p> <p>平成25年 3 月29日</p> <p>平成29年 3 月31日</p> <p>平成30年 3 月31日</p> <p>平成31年 3 月29日</p> <p>令和 2 年 3 月 3 日</p> <p>令和 2 年 6 月30日</p> <p><u>令和 5 年 3 月31日</u></p>	
<p>第 1 条～第 8 条 (省略)</p>	<p>第 1 条～第 8 条 (現行のとおり)</p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</u></p> <p>第 8 条の 2 認可保育所の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該認可保育所の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該認可保育所の職員と兼ねさせることができる。</p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>
<p>第 9 条～第11条 (省略)</p>	<p>第 9 条～第11条 (現行のとおり)</p>	
<p>(保育士等の数)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p>	<p>(保育士等の数)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p>	<p>条例改正に伴う改正</p>

<p>8 保育士の数の充足にあたっては、<u>乳児4人以上を入所させる認可保育所に限り、当分の間、当該認可保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u></p>	<p>8 保育士の数の充足にあたっては、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の在籍数が4人未満である保育所については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>認可保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コース等の研修を修了すること。</u></p> <p>(3) <u>その他、保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和4年11月30日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に準じ対応すること。</u></p>	
<p>第13条～第19条（省略） （実費徴収・上乗せ徴収の受領） 第20条（省略）</p> <p>2 認可保育所の設置者は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払（実費徴収）を利用乳幼児の保護者から受けることができる。</p> <p>(1)、(2)（省略） (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子</p>	<p>第13条～第19条（現行のとおり） （実費徴収・上乗せ徴収の受領） 第20条（現行のとおり）</p> <p>2 認可保育所の設置者は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払（実費徴収）を利用乳幼児の保護者から受けることができる。</p> <p>(1)、(2)（現行のとおり） (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者（<u>法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。</u>）及び当該教育・保育給付認定保護者と同</p>	<p>規定整備</p>

<p>育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満であるものに対する副食の提供</p> <p>イ、ウ （省略）</p> <p>(4)、(5) （省略）</p>	<p>一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満であるものに対する副食の提供</p> <p>イ、ウ （現行のとおり）</p> <p>(4)、(5) （現行のとおり）</p>	
<p>第21条～第45条 （省略）</p>	<p>第21条～第45条 （現行のとおり）</p>	
<p>（衛生管理）</p> <p>第46条 （省略）</p> <p>2 認可保育所の設置者等は、当該認可保育所において感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>（衛生管理）</p> <p>第46条 （現行のとおり）</p> <p>2 認可保育所の設置者等は、当該認可保育所において感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>条例改正に伴う改正</p>
<p>第47条～第49条 （省略）</p>	<p>第47条～第49条 （現行のとおり）</p>	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第49条の2 認可保育所の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該認可保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた認可保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他認可保育所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 認可保育所の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 認可保育所の設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>

	4 認可保育所の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	
(新設)	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第49条の3 認可保育所の職員は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 認可保育所の設置者は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該認可保育所の職員にこれを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わせなければならない。</p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>
(新設)	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第49条の4 認可保育所の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 認可保育所の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 認可保育所の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>
第50条～第55条 (省略)	第50条～第55条 (現行のとおり)	

(新設)	<u>(電磁的記録等)</u>	条例改正に伴
	<p>第55条の2 認可保育所の設置者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 認可保育所の設置者は、この要綱の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該認可保育所の設置者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 認可保育所の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 認可保育所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあつては、</p>	う規定の新設

認可保育所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項前段の規定により記載事項の提供を行う場合の電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 認可保育所の設置者は、第2項前段の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前3項の規定は、この要綱の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項前段中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「その同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項後段中「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項前段」とあるのは「第5項において読み替えて準用する前項前段」と、「記載事項の提供を行う」とあるのは「同意を得る」と、前項中「第2項前段」とあるのは「次項において読み替えて準用する第2項前段」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と読み替えるものとする。

第56条 (省略)	第56条 (現行のとおり)	
附 則	附 則	
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。	この要綱は、平成20年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。	この要綱は、平成21年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。	この要綱は、平成22年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成22年9月3日から施行する。	この要綱は、平成22年9月3日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。	この要綱は、平成23年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。	この要綱は、平成24年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成25年3月29日から施行する。	この要綱は、平成25年3月29日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。	この要綱は、平成29年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。	この要綱は、平成30年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	
附 則	附 則	
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条～第20条の規定は、令和元年10月1日から適用する。	この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条～第20条の規定は、令和元年10月1日から適用する。	
附 則	附 則	
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	
	附 則	

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第49条の3の規定は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する認可保育所について、当該自動車に同条第2項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、当該認可保育所の設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わせなければならない。

別表			別表			規定整備
区分	帳簿等	保存期間（期間）	区分	帳簿等	保存期間（期間）	
1 管理運営関係	(1)～(5) (省略)	(省略)	1 管理運営関係	(1)～(5) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
	(6) 苦情受付記録簿	永久		(6) 苦情受付記録簿	5年	
	(7) 事故記録簿	永久		(7) 事故記録簿	5年	
	(8)～(10) (省略)	(省略)		(8)～(10) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
2 児童関係	(1)、(2) (省略)	(省略)	2 児童関係	(1)、(2) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
	(3) 入退所関係書類	5年		(3) 支給認定申請関係	5年	
	(4) (省略)	(省略)		(4) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
	(5) 保育の計画			(5) 保育の計画		
	ア (省略)	(省略)		ア (現行のとおり)	(現行のとおり)	
	イ 年間指導計画	5年		イ 長期指導計画 (年・期・月)	5年	
	ウ 月間指導計画	5年		ウ 短期指導計画 (週・日)	5年	
	エ 週案	6年		(削除)	(削除)	
	オ 保育所児童保育要録	6年		エ 保育所児童保育要録	6年	
(6)～(10) (省略)	(省略)	(6)～(10) (現行のとおり)	(現行のとおり)			
3 給食関係	(1) 集団給食施設設置・変更・廃止届	永久	3 給食関係	(1) 集団給食施設設置・変更・廃止届	永久	
	(2)～(7) (省略)	(省略)		(2)～(7) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
4 職員関係	(1)～(18) (省略)	(省略)	4 職員関係	(1)～(18) (現行のとおり)	(現行のとおり)	

5 防災関係	(1)～(4) (省略)	(省略)	5 防災関係	(1)～(4) (現行のとおり)	(現行のとおり)
6 経理関係	(1)～(20) (省略)	(省略)	6 経理関係	(1)～(20) (現行のとおり)	(現行のとおり)